

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例案の主な内容

1 改正内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正があったことから、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月文京区条例第25号）について、以下のとおり規定を整備する。

(1) 第25条（虐待等の禁止）

「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(2) その他規定の整備

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>一 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>一 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p>

<p>二から四まで（略） (虐待等の禁止)</p> <p><u>第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第二十七条の二第一項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p>第二十六条から五十三条まで（略）</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>二から四まで（略） (虐待等の禁止)</p> <p><u>第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p>第二十六条から五十三条まで（略）</p>
---	--